

令和2年第9回農業委員会定例総会議事録

開催年月日	令和2年9月2日（水）	
場 所	大潟村役場二階『特別会議室』	
時 間	午後1時30分～2時06分	
出席委員	大 島 和 夫 会 長 工 藤 猛 委 員 猪 股 誠 委 員 宮 川 清 子 委 員 佐 藤 友 能 委 員 田 中 誠 悦 委 員 北 條 友 紀 委 員	土 井 博 文 職務代理者 渡 邊 琢 磨 委 員 橋 本 考 由 委 員 高 橋 忠 良 委 員 椎 川 健 一 委 員 小 林 信 之 委 員
出席した事務局職員	薄 井 伯 征 局 長 宮 田 征 大 主 事	池 田 龍 成 主 査 武 田 聖 子 事務補助
議事日程	1. 開 会 2. 会 長 あ い さ つ 3. 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名 に つ い て 4. 議 事 【議案第33号】 農用地利用集積計画案（令和2年第8号）の諮問に対し、意見を求める件について 【議案第34号】 農地法第4条の規定による農地転用許可申請に対し、県知事へ進達のため意見を求める件について 【報告第1号】 令和2年度秋田県農業委員会大会における政策提案について 【報告第2号】 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定に基づく農地転用について 5. 閉 会	

審議内容 局長	只今から、令和2年第9回大潟村農業委員会定例総会を開催致します。
会長	<p>先日の研修会ご苦労様でした。お盆前後までは雨も多かったのですが、その後急に高温日照になりまして稲の管理が大変かと思えます。まだまだこの後も続くようですけれども、稲の品質にどの様に影響するのか心配なところであります。この後稲刈り等がありますけれども怪我に注意して進めていただきたと思えます。</p> <p>業務報告に移りたいと思えます。</p> <p>8月7日ホテルメトロポリタン秋田に於いて、令和2年度秋田中央地区農業委員会会長会臨時総会に出席しております。7月に農業委員統一改選が行われており、それによる臨時総会であります。中央地区では会長が変わった市町村はありませんでした。その中で中央地区会長会の会長や役員の内選がありまして、会長には秋田市農業委員会会長の佐々木吉秋氏となっております。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>議案審議に入る前に、議事録署名委員をこちらより指名させていただきます。</p> <p>【議事録署名委員】</p> <p>12番 小林 信之 委員 13番 北條 友紀 委員</p>
会長	<p>議案第33号「農用地利用集積計画案(令和2年第8号)の諮問に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。</p>
池田主査	<p>本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、村長より農業委員会に対し農用地利用集積計画(案)の適否についての意見を求められたものです。</p> <p>詳細については担当である産業建設課の方から説明いたします。</p>
宮田主事	<p>整理番号2-214相手方の要望により、畑2筆192,776.93㎡、対価無償、期間R3.9.11までの使用貸借権設定です。</p>

会 長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
会 長	更新ではないのですか。
宮 田 主 事	平成29年9月より一年更新でたまねぎ試験栽培を行ってきておりましたが、更新は最長で2回までとなっており3年間の栽培ができるとされておりました。そちらの契約は終了となりまして、今回新たに前回の契約とは別に貸借契約となりますので更新とはしませんでした。
橋 本 委 員	前回とは期間の変更だけで場所は変わってないのですね。
宮 田 主 事	はい。
橋 本 委 員	一筆中部分的に貸借してる所がありますが、とのあたりですか。
宮 田 主 事	部分的には南側半分強となっております。道路寄りの所です。
会 長	他にご意見ございませんか。
土井職務代理	こちらの代表の営農している法人はいくつありますか。
	休 憩 1:42 再 開 1:45
池 田 主 査	この法人を含め2法人です。
会 長	他にご意見ございませんか。
委 員 各 位	なし。
会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第33号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。

会 長	議案第34号「農地法第4条の規定による農地転用許可申請に対し、県知事へ進達のため意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。
池田主査	<p>議案第34号は農業機械格納等の農舎を建築する為の転用手続きです。以前から農舎が建っており、許可を得ていない無断転用となっております。今回農舎を増築するにあたり既存の農舎を含め申請するという事で県へ進達することとなっております。</p> <p>(議案第34号について、議案書の朗読)</p> <p>本案件は、8月17日H地区転用等確認班の渡邊委員・宮川委員・事務局とで現地を確認に行き、周辺農地に係る営農条件への支障はないものと思われました。また、許可の検討事項につきましても特に問題はなく許可相当と思われまます。</p>
会 長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
小林委員	一番奥の圃場ですか。
池田主査	村道から土地改良道路への入り口の農地です。農舎の入口は土地改良道路側からです。図面で待機場所となっているところは土地改良用地ですので転用面積には関係ありません。
小林委員	土地改良用地は大型機械等の共有迂回所となっておりますが、他の方への影響はないのですか。
池田主査	以前から建っている農舎が有り、同じように使用しておりましたが問題や苦情は無いように思われます。
会 長	他にご意見ございませんか。
委員各位	なし。
会 長	<p>ご意見がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第34号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。</p>

委員各位	全員・挙手
会長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会長	報告第1号「令和2年度秋田県農業委員会大会における政策提案について」事務局より報告願います。
池田主査	報告第1号令和2年度秋田県農業委員会大会における政策提案ですが、先月3日の全員協議会で審議していただいたものです。
会長	報告第2号「農地法施行規則第29条第1項第1号の規定に基づく農地転用について」事務局より報告願います。
池田主査	報告第2号は200㎡以下の農地転用です。 (報告第2号に基づき説明。)
会長	今日の議案審議は以上です。 ありがとうございました。